

文教福祉委員会会議録

- 1 日時 令和5年6月21日（水曜日）
開会 午前 9時57分
閉会 午前11時13分
- 2 場所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 萱野哲也 副委員長 溝手宣良
委員 山名正晃 委員 小野耕作
" 深見昌宏 " 津神謙太郎
" 山口久子
(欠席) なし
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 西村佳子 同次長 宇野裕
同議事係主査 小野達司
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中島邦夫 政策監 難波敏文
総合政策部長 梅田政徳 政策調整課長 岡本紀子
総務部長 内田和弘 財政課長 横田優子
財政課主幹 岡真里
文化スポーツ部長 林直方 スポーツ振興課長 倉本伸一
生涯学習課長 小原純 生涯学習課主幹 床真一郎
保健福祉部長（兼新型コロナウイルス感染症対策室長） 上田真琴
健康医療課長 白神洋 健康医療課主幹 竹下あけみ
健康医療課主幹（兼新型コロナウイルス感染症対策室主幹） 今若睦也
福祉課長 江口真弓 福祉課主幹 田中章彦
こども課長 弓取佐知子
新型コロナウイルス感染症対策室主幹 大西隆之
教育長 久山延司 教育部長 加治佐一 晃
教育総務課長 藤原直樹 教育総務課主幹 高谷直樹
部活動地域移行推進室長 平田壮太郎 学校教育課長 在間恭子
学校教育課主幹 難波昭彦 こども夢づくり課長 浅野竜治
- 6 付議事件及びその結果
別紙のとおり

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

文教福祉委員会審査報告書

令和5年6月21日

総社市議会議長 村木 理英 様

文教福祉委員会
委員長 萱野 哲也

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条及び第143条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度総社市一般会計補正予算（第12号）のうち、本委員会の所管に属する部分	承認すべきである
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（総社市国民健康保険税条例の一部改正）	承認すべきである
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度総社市一般会計補正予算（第1号）	承認すべきである
議案第41号	総社市スポーツ振興表彰藤岡郁海基金条例の廃止について	原案を可決すべきである
議案第42号	令和5年度総社市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について	採択すべきである

開会 午前9時57分

○委員長（萱野哲也君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度総社市一般会計補正予算（12号））のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（横田優子君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

この専決処分は、令和4年度総社市一般会計補正予算（第12号）であり、歳入では、市税、地方消費税交付金、地方交付税、寄附金、市債等の確定及び確定見込みに伴い、また歳出では、基金積立金及び国庫負担金等の額確定により早急に補正予算を定める必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分をしたものでございます。

それでは、本委員会の所管に属する部分につきまして、歳入から事業別明細書により御説明いたしますので、予算書の12ページ、13ページをお開きください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第10目教育費寄附金につきましては、本市出身の書家高木聖雨様から頂戴した書道教育への指定寄附金200万円でございます。

第22款市債、第1項市債のうち本委員会の所轄に属する部分は、第3目民生債と第10目教育債で、総社小学校区放課後児童クラブの移転新築と災害時に避難所となる小・中学校体育館へのバリアフリートイレの整備、そして市民会館の特定天井耐震改修工事に係る起債対象事業費の確定による減額でございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第24節積立金のうち本委員会の所管に属するものは、高木聖鶴・聖雨基金積立金200万円の増額で、歳入で御説明いたしました寄附金を基金へ積み立てるものでございます。

第16目諸費につきましては、令和3年度の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の額確定による返還金3,609万円でございます。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページへお戻りください。

第3表地方債補正（変更）のうち本委員会の所管に属するものは、上から二つ目の児童福祉施設整備事業及び下から三つの小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、文化施設整備事業で、歳入の起債のほうで御説明いたしましたとおり、事業費の確定により市債を減額したことに伴いまして、その限度額を変更したものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（総社市国民健康保険税条例の一部改正）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明いたします。

これは、地方自治法の定めによりまして、総社市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたこと等を受けまして、総社市国民健康保険税条例について必要な部分の改正を行ったものでございます。

改正の内容につきましては改正前後表で御説明させていただきますので、1ページお開きいただきたいと思っております。

まず、第2条第3項及び第21条第1項におきましては、後期高齢者支援金等に係る課税限度額を20万円から22万円に改めておりまして、1ページお開きいただきたいと思っております。第21条第1項第2号及び第3号は、税の軽減に係る所得判定の算定式の加算額を改正後の金額に改めております。また、第22条の2第2項におきましては、特例対象被保険者等、これは解雇や会社の倒産などで非自発的に失業された方のこととなりますが、これらの方の税の軽減に係る確認書類として、マイナ

ンバーカードの認証機能を活用した雇用保険受給資格通知を対象に加えておりました、その他の改正部分につきましては関係条文の整理を行うものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行しております、その他の事項につきましては適用区分に記載しているとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度総社市一般会計補正予算（第1号））の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（弓取佐知子君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明させていただきます。

この専決処分は、令和5年度総社市一般会計補正予算（第1号）でございまして、食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもので、早急に補正予算を定める必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、令和5年4月27日に専決処分をしたものでございます。

1枚お開きいただきまして、まず第1条におきまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億1,230万円とするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の10ページ、11ページをお開きください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費のうち第1節報酬から第8節旅費まで

の115万1,000円は、会計年度任用職員に係る人件費でございます。第10節需用費及び第11節役務費の114万9,000円は、給付金の支給に必要な事務的経費を計上するものでございます。第18節負担金、補助及び交付金9,000万円は低所得の子育て世帯生活支援特別給付金でございまして、児童1人当たり5万円を支給するものでございます。ひとり親世帯分及びその他世帯分のいずれも900人分の経費を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

8ページ、9ページにお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目民生費国庫補助金につきましては、歳出で御説明いたしました給付金に係る国からの財源でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入につきましては、会計年度任用職員に係る雇用保険料本人負担分でございます。

ここで、給付金の支給対象について御説明させていただきます。

まず、ひとり親世帯分の給付対象者といたしましては、令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方、こちらの対象者は申請不要でございます。次に、公的年金等の受給により令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方、最後に物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当受給者と水準となっている方でございます。続きまして、その他世帯分の給付対象者といたしましては、令和4年度に実施いたしました本給付金受給者の方、こちらの対象者につきましても申請は不要でございます。次に、18歳到達年度までの児童養育者のうち令和5年度分市民税非課税の方、または物価高騰の影響を受けて家計が急変し、市民税非課税水準となっている方でございます。

なお、これまでの経過につきましては、申請不要の対象者約810世帯に対し児童1,450人分の事前通知を4月28日に送付し、確認期間を経て、5月16日以降振込済みでございます。また、申請受付につきましては6月1日から開始しておりまして、対象となる可能性のある約4,200世帯に対し個別の御案内を送付しております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、議案第41号 総社市スポーツ振興表彰藤岡郁海基金条例の廃止についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長(倉本伸一君) それでは、議案第41号 総社市スポーツ振興表彰藤岡郁海基金条例の廃止について御説明申し上げます。

本議案につきましては、本市のスポーツ発展に寄与された故藤岡郁海氏の意思を継がれました御遺族からの寄附金を原資として、スポーツで顕著な成績を収めた者、普及促進に功績のあった者を表彰する総社市スポーツ振興表彰を実施してまいりましたが、令和4年度をもちまして基金残高がなくなったことから、本条例を廃止しようとするものでございます。

1枚お開きいただきまして、附則として、この条例の廃止につきましては公布の日から施行することといたしております。

以上でございます。

○委員長(萱野哲也君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第42号 令和5年度総社市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○子ども夢づくり課長（浅野竜治君） それでは、議案第42号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する部分につきまして御説明申し上げます。

それでは、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開きください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費1億1,125万円につきましては、昨今の物価高騰等に伴う市民生活等への影響を踏まえ、子育て世帯の家計負担の軽減を図るため、未就学児のいる世帯へ給食費等支援金を支給するために必要な経費及び山手保育園が認定こども園に移行するための施設整備に係る補助金についての経緯でございます。第10節需用費及び第11節役務費合わせて150万4,000円は、給食費等支援金を支給する手続に必要な封筒代、郵券料などの事務的な経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金1億974万6,000円のうち8,680万円につきましては、子育て世帯の家計負担の軽減を図るため、給食費等支援金として未就学児1人につき、ゼロ歳児から2歳児までについては一月当たり2,000円を、3歳児から5歳児までについては一月当たり4,000円を支給するための経費でございます。下段の私立保育所等施設整備事業補助金2,294万6,000円につきましては、山手保育園が令和6年度から幼保連携型認定こども園に移行するための整備経費に係る補助金で、国の補助金の単価改定に伴い増額しようとするものでございます。

同款第3項生活保護費、第1目生活保護総務費、第12節委託料338万6,000円の増額は、令和5年10月からの生活保護基準（中国残留邦人等支援費基準）の改定等に伴うシステム改修業務委託料でございます。

続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費5億1,824万7,000円の増額につきましては、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保に必要な経費でございます。主なものとしましては、第7節報償費4,000万円につきましては、個別接種を対応される医療機関への支援金でございます。第11節役務費4億234万7,000円の増額につきましては、ワクチン接種事業に必要な手数料などの経費でございます。第12節委託料5,818万5,000円の増額につきましては、医療スタッフによる集団接種の運営やコールセンターの業務委託などの経費を計上するものでございます。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 続きまして、第10款教育費について御説明をいたします。

1枚お開きいただきまして、12、13ページを御覧ください。

第1項教育総務費、第3目教育振興費771万8,000円の増額につきましては、来年4月に予定されております昭和五つ星学園義務教育学校の開校に向けた準備経費で、主なものは、第10節需用費のうち表札や案内看板などの変更に係る修繕料448万7,000円、第12節委託料のうち備品・物品等の運搬委託料36万2,000円、また第17節備品購入費は、校旗、園旗のほか、職員室間でのリモート会議システムなど庁用器具費247万7,000円でございます、その他説明欄に記載のとおりでございます。

次に、第2項小学校費、第1目学校管理費につきましては、第18節負担金、補助及び交付金を855万円増額するものでございますが、これは国の補助事業であります感染症流行下における学校教育活動体制整備事業を活用し感染症対策を図るためのもので、学校での換気対策に要する備品、あるいは今後学校でクラスターが発生した際に必要な資材の購入のため、各小学校へ交付金として配分しようとするものでございます。

同項、第2目教育振興費につきましては、第19節扶助費を減額するものでございますが、これは就学援助費につきまして7月から小・中学校でタブレット端末の持ち帰りが始まることに伴うオンライン学習通信費として増額するその一方で、学校給食費の無償化に伴い給食費に充当していた就学援助費を減額するものでございます。差引き1,547万3,000円の減額となっているものでございます。

次に、第3項中学校費、第1目学校管理費につきましては、第18節負担金、補助及び交付金を270万円増額するものでございますが、先ほど小学校費で御説明いたしましたのと同様に、感染症対策のため各中学校へ交付金を配分しようとするものでございます。

同項、第2目教育振興費につきましては、第19節扶助費を減額するものでございますが、これも先ほど小学校費のところでも御説明しましたのと同様に、就学援助費につきましてオンライン学習通信費としての増額分、それから学校給食費の無償化に伴う給食費充当分の減額を差引きいたしまして、1,057万5,000円の減額をするものでございます。

第6項保健体育費、第2目学校給食費につきましては、第18節負担金、補助及び交付金1,015万円を増額するものでございますが、これは学校給食費の無償化に伴いまして、市外の学校へ通学している方など、市内の小・中学校で学校給食の提供を受けていない児童生徒の保護者に対して給食費相当額の支援金を支給するためのものでございます。

歳出については、以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） 次に、歳入につきまして、本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、8ページ、9ページにお戻りください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第4目衛生費国庫負担金及び同款、第2項国庫補助金、第3目民生費国庫補助金から第10目教育費国庫補助金までの増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種費用に対する負担金や私立保育所等施設整備事業への補助金、小・中学校の感染症対策に係る備品等の購入に対する補助金など、歳出で御説明いたしました事業に対する国からの財源でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第1節実費徴収金2億962万5,000円の減額につきましては、物価高騰等により影響を受ける子育て世帯を支援するため小・中学校の給食費を無償化することに伴い、市へ収めていただく給食費実費分を減額するものでございます。

なお、給食費等支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を

充当することとしておりますが、交付額決定の後に予算計上する予定といたしております。

第4節雑入のうち本委員会の所管に属するものは、説明欄二つ目の地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託費180万円で、部活動地域移行事業の実施団体としてその事業推進に対する委託費を受けるものでございます。

続きまして、第2条債務負担行為の補正について御説明いたしますので、4ページへお戻りください。

第2表債務負担行為補正（追加）でございまして、義務教育学校スクールバス運行委託につきまして前年度に契約を行う必要があることから、期間を令和5年度から令和6年度まで、限度額を1,430万円とし、債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、調書に記載してある款、項、目を言っていただき、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） では、予算調書の5ページにあります第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、給食費等支援事業についてです。

こちらなんですけども、まず3歳から5歳に関しては、今給食費が大体月に4,000円ということで、それを減額していくということなんですけど、給食を希望されてない方ですね、そちらへ対しての支給方法はどうしていくのかということと、あとゼロ歳から2歳は2,000円ということではあるんですが、ここの2,000円というところの根拠ですね、この値段の根拠を教えてください。このゼロ歳から2歳の方は、支給方法をどうしていくのか、プッシュ型でいくのか、申請型でいくのかということですね、併せてお願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 山名委員からの御質問にお答えいたします。

まず1点目、幼稚園等での給食を食べられてない方への支給方法をどうするのかというところでございますが、今回の支給申請手続きにおきましては、就学前の方につきましては全員の方に申請案内を送らせていただいて、申請書を提出いただくやり方で考えております。そのため、現在の在園児の方、幼稚園等に通園されてる方についても申請方式で一律でさせていただこうかと思っておりますので、給食を食べられてない方にも同様に申請のほうをしていただくという手続で考えております。

次に、ゼロ歳から2歳児まで2,000円という根拠でございますけども、基本的に4,000円をまずち

よっと最初に説明させていただきませんが、4,000円につきましては、幼稚園給食相当が4,000円になりまして、そこを基準に実際は考えております。保育園ですとか、その他施設でも、実際は高いところ低いところいろいろあるんですけども、一律でということで4,000円負担で考えさせていただきました。その中で、ゼロ歳から2歳児の方につきましては、同様に給食費というか昼食代といったものがかかると思うんですが、多くの方が、2歳までの方は約半数ですかね、在宅での保育をされてるといふ方も多いですから、その方について一律に4,000円というのは難しいと考えまして、一応半額の2,000円にしたという経過がございます。ゼロ歳児から2歳児の申請方法につきましても、対象児の御世帯に申請書を送付させていただきまして、申請することによって支給のほうをさせていただきたいと考えています。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。

ちょっと1点だけ確認したいんですけども、これは申請が遅れた場合ですね、例えば8月ぐらいになってから申請したよ、期限があるのであればそうですけども、例えばちょっと遅れた場合、9月とかの申請になっても、その7箇月分というのはどかっと支給される形になるのか、そこら辺はどうでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼します。

山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

詳細は今検討中でございますが、基本的に9月から来年の3月までということで、申請のほうはちょっとこれは基準日というのを設けてやっていきたいと思ってまして、9月1日以降に申請書類等は送付していきたいと考えております。

それから、申請期間については、これはいつまでという期限は、1箇月、2箇月という期限を決めずに、対象期間内に基本的には申請いただければ、遅かれ早かれですけども、支給のほうはしていきたいと考えております。

基準日については、基本的に各月の1日現在で住民票のある御世帯に送付していきたいと思しますので、3月の場合ですと3月1日になりますので、年度内での支払いということで、この辺については3月中旬ぐらいが多分期限になると思うんですが、申請についてはまた申請勸奨等もそれぞれ随時行いながら、申請いただくようにその辺のサービスのほうはしていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんでしょうか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） 失礼いたします。

今の山名委員と同様なのですが、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費のこ

とについてちょっとお尋ねをいたします。

この給食費等支援事業なんですけど、結局ゼロ歳から2歳児と3歳から5歳児を合わせて、この調書に記入されているように、4,100人ほどと合計を想定されてるのかなというふうに思うんですが、想定というか、実際の人数が4,100人、これでいいのか。そうしたときに、ちょっと細かいことを申し上げるようですが、第11節の役務費の郵券料、通信運搬費については4,500件で計上されているようなところで、ちょっとこの人数の差というものが何なのかなというふうに感じたので、もっと細かく言うと、第10節の需用費のうちの消耗品費と印刷製本費のそれぞれ数が合わないのかなと思ったので、この辺の考え方をちょっと教えてください。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼します。

溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

給食費等支援金の中で、合計を4,100人ということになっております。その算定根拠につきましては、5月現在なんですけども、未就学児の方は実際に約3,600人いらっしゃいます。それから、先ほどの答弁の中で各月の一日現在を基準日としていくということで、この期間内に例えば出生した子どもさん、それから転入してこられる子どもさん、そういった方も含めて4,100人を見込んでおります。当然、転出される方もいらっしゃるんですが、500人ぐらいはいるのではないかとということで、4,100人ということで算定しております。

役務費の4,500件でございますが、それぞれの先ほどの申請書類、それから申請の決定書類の通知、もしくは返信用の封筒といったものになるんですけども、これを4,500件にしていますのは、全体では一応4,100件なんですけども、先ほど申し上げましたように、申請勧奨とか、そういったやり取りでいろいろと送付したりとか、そういったものが見込まれるだろうということで400件多めにさせていただいて、4,500件にしているということでございます。

需用費につきましても、その他のやり取り用で多めに要るだろうということで、返信用封筒については5,000枚、それから窓あき封筒は1万枚ということで、窓あき封筒については、申請書類の送付、それから返信用、決定通知、そういったものについて考えております。需用費のほうはどういったことがあるか分からないところもありまして、ちょっと多めに数字のほうはつけさせていただいてます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。

それでは、また第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第18節負担金、補助及び交付金のうち私立保育所等施設整備事業補助金についてちょっとお尋ねをいたします。

調書では4ページになろうかと思えます。

これは、国の補助の額が変わったから、それに伴ってということだったんですが、これは、すみ

ません、こういった種類というか、名称の補助金だったのかなと思って。この国庫支出金が1,910万4,000円、一般財源が384万2,000円というふうになっておりますが、これがそれぞれ割合が、要は国がこれの何分の何で、市区町村が何分の何で、設置主体というか、事業者が何分の何という、それをちょっと割合等も教えていただければ。山手保育園の結局単体合計は幾らなのかというのが分かれば教えてください。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼いたします。

溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、この私立保育所等施設整備事業補助金についてですが、まず国の補助金の名称ですけども、就学前教育・保育施設整備交付金が正式名称になります。

続きまして、今回増加額の2,294万6,000円のうち国庫補助金については1,910万4,000円、総社市分、単市分のほうが384万2,000円の増額ということになります。国庫補助金のほうの割合が、3分の2の補助率になります。総社市分が12分の1になります。合わせて補助金額合計が3億1,730万9,000円ということになります。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。もう一度お尋ねします。

国が3分の2で、市区町村で12分の1ということは、設置主体が4分の1ということになるんですかね。

すみません。最後の数、3億円何がしというのが、もう一度ちょっと数をお願いいたします。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼します。

再度の御質問にお答えします。

補助金額の合計につきましては、国、市の補助金を合わせまして3億1,730万9,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。分かりました。どの数字が言われたんか分かりました。じゃあなくて僕が知りたかったのは、山手保育園の単体合計は幾らなのかというのが分かれば。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼いたします。

溝手副委員長の再度の御質問にお答えします。

この補助金の算定のほうが定員区分に応じて幾らという金額で交付されるものでございまして、再度今回認定こども園化されるということで、保育所部分と幼稚園部分でそれぞれ定員が何人かによって補助金額が決まってくるという算定根拠でございます。例えば山手認定こども園、来年度か

ら保育所部分が105人ということになりまして、国の基準の中では定員101人から130人という基準の中に当たりまして、その金額だけで申しますと1億7,240万円が補助金額ということになります。また、認定こども園の幼稚部については15人の定員ということでございますので、定員20人以下というところの区分が対象になりまして、これが5,950万円というような算定の仕方になっておりまして、全体の事業費が幾らで単純に3分の2があつて幾らとは数字が出てこないということでございます。その他の解体費用等も、そういった算定の仕方になっております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 新しくできる山手の認定こども園の建設事業費というのが分かればうれしかったんですけど、今の現時点ではまだ総工費が分からないという認識でいいんですか、解体もまだ当然してませんし、まだ分からないということですね。だから、今後も解体なら解体でも補助が出るかもしれないし、出ない。すみません、ちょっと、ごめんなさい、もう一度お願いします。

○委員長（萱野哲也君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（浅野竜治君） 失礼しました。

溝手副委員長の再度の御質問にお答えします。

すみません。全体事業費なんですけども、先ほどの算定のものを全部足していくと、全体で4億2,307万9,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。

続いて、また第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお尋ねをいたします。

第12節委託料の中のワクチン接種サポート業務委託料ではなく、その下の新型コロナウイルスワクチン接種交通運行委託料についてお尋ねいたします。

これは300万円、要はジャンボタクシーの借上げとか雪舟くん応援車両ということなんですけれど、ここがこれから要は利用者数であったり、細かい数が出なくてもいいんですけど、大体どういったところから、居住地域、どういった方が利用されてるのかとか、その年齢層であるとか、その稼働率であるとかで、今までどうであつて、今後もこうだからこの金額を出してるという根拠をちょっと教えていただければと思います。

○委員長（萱野哲也君） 新型コロナウイルス感染症対策室主幹。

○新型コロナウイルス感染症対策室主幹（大西隆之君） 溝手副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

接種交通確保事業でございますけれども、こちらのほうなんですけど、平日につきましては雪舟く

んで、また土曜日、日曜日、祝日につきましてはジャンボタクシーという形で運行をさせていただいております。利用のほうですが、まちなかの方はもちろんですけども、山間部の方も御利用されておまして、延べ日数ですけども、雪舟くんのほうが今把握してる数字であれば953人、ジャンボタクシーのほうが294人の御利用となっております。高齢者、あと障がいの方ですね、こういった方が御利用させていただいております福祉有償運送、こちらのほうが大体186名の御利用となっております、合計で1,433人の御利用となっております。実績なんですけれども、大体250万円ぐらいの実績が見込まれておりますので、今年度も300万円の補正予算の計上をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 今の御答弁ですと、居住地域に特に偏りはなく市内全域、郊外から市街地までくまなくというか、平均して。年齢層的には高めの方が多いという認識でいいんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 新型コロナウイルス感染症対策室主幹。

○新型コロナウイルス感染症対策室主幹（大西隆之君） 再度の溝手副委員長の質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃられたとおり、高齢の方が主流となっております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 続けさせていただきます。

その第13節になろうかと思いますが、使用料及び賃借料のうち会場等借上料なんですけど、集団接種会場というふうには調書を見るとなってますが、これって、まだ今庁舎の工事もしてますし、今後また会場の場所が変わったりとか、そういった可能性があるのかとかというのは大丈夫ですか。ないですか。

○委員長（萱野哲也君） 新型コロナウイルス感染症対策室主幹。

○新型コロナウイルス感染症対策室主幹（大西隆之君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えさせていただきますと思います。

会場ですけども、5月に行いました春開始接種、こちらのほうでは保健センターが使いませんでしたので、市内のサントピア岡山総社であったり武道館、あと昭和の公民館でさせていただきました。集団接種のほうは、春開始接種につきましては終了という形でさせていただいてるんですけども、また9月以降に、こちらは秋開始接種も始まります。そちらにつきましては、国から接種の体制等がまだ示されておきませんので、集団接種の開設も含めて未定となっております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 予算調書でいう13、14ページでありまして、第10款教育費、第1項教育総務費、第3目教育振興費、義務教育学校準備経費についてです。

ここなんですけども、まずここの中で出ております校旗、園旗、こういうものですね、シンボリックなものデザインですとか、表札もそうなんですけど、そういったものはどこまで出来上がって、できるからこそこへ予算計上されてると思うんですが、どういった方がそのデザインをされてるのかというところが1点と、あと学校紹介のパンフレット、これは1,800枚予算計上されております。このパンフレットは、配布先はどういったところを考えられているのか、その2点をお聞かせください。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 失礼いたします。

山名委員の御質問にお答えいたします。

まず、校章であったり園章についてのデザインについてですが、デザインを地域や保護者、児童生徒に募集をしております。今、その内容が出てきておりますので、それを小委員会のほうで検討をしていくという、そういった流れになっております。

続いて、学校紹介のパンフレットについての1,800冊の配布の内容ですが、1,800冊のうち1,200冊を地域住民の方、それから見学者や視察者に300冊、そして幼児、児童生徒、そして教職員に300冊で計1,800冊を考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 山名委員。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。

シンボルに関しては今募集中ということで、分かりました。

パンフレットの配布先なんですけど、地域の方へはもちろん知っていただくということでパンフレットを、それもいいと思うんですけども、義務教育学校はよそからいろいろ来ていただくという話もあったと思うんですけど、視察先へ300枚配るというのもいいんですけど、もうちょっと外へ向けてのその部分というのをこの学校紹介パンフレットではあまり考えられてはない、また別にそれは考えていくということでよろしいですか。

○委員長（萱野哲也君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

パンフレットは、別に学校紹介のもう少し簡易的のものについては年度内に作成予定で今計画をしております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。

今、山名委員と全く同じところで質問をさせていただきたいんですが、表札、案内看板等の変更

というところがちょっと気になりまして、どういった表札をお考えでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

表札、案内看板はどういう変更なのかということでございますけれども、こちらにつきましては、新たに義務教育学校が設置されることに伴いまして、名称の変更が伴ってまいります。今実際校門とかにございます表札であったり、周辺にあります避難所看板、避難所の誘導看板等がございますので、そういったものを新しい校名に変更しようというものでございます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。若干僕の言い方も悪かったと思うんですけども、要はどういった看板を掲げられるのかなと思っただけで。要は、機械で彫ったようなものをつけられるのか、それか要は市長が書くようなことになってるのかとか、そういったところをちょっとお聞きしたかったんですけど。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 溝手副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

どういったものかというのも、具体的にはこれから詰めていくようになると思いますけれども、ある程度耐久性というのも求められてくると思いますので、実際誰かが書いたような、そのようなものであったとしても、それを加工して、例えばアルミとか何かのプレートのようなものに落とし込むというふうなこともできると思いますので、詳細についてはこれからですけれども、耐久性なども考慮いたしまして考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 耐久性にも考慮いただけるということで、要は誰かが書いたものを具体的にそういうふうにするのか、それとも本当に機械的なコンテですのかといったことも含めて、ここは先ほどの校旗、園旗のような形での地域とか児童生徒の皆さんとか保護者からの募集というのは、そういった意見の募集というのは行ってはいないんですか。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 表札については、特にアンケートということは行っておりませんので、やり方については小委員会ほうにも御相談いたしますけれども、こちらで基本的には決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 今御答弁にあったように、小委員会でも一応御報告というか、相談はされるということで、そこが大切だと思います。出来上がってから、いや、ここは僕たちが思ったも

のと全然違うよとなったら、ちょっとスタートからけっばんづいたんじゃいけないので、そこは確認だけは小委員会にしておいていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 他にありませんか。

山名委員。

○委員（山名正晃君） 調書の15ページ、第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、感染症対策事業に関してです。

ここは、各学校それぞれ人数規模によって分かれてるとは思うんですけども、この感染症対策に係る備品購入はどういったものを対象としているのかということと大規模校とかでもこの値段を見ると、総社小、常盤小は90万円という中なんですけど、これは全クラスの対応ができていくのか。今でもちょこちょここと集団感染というのも学校現場では起こってると思うんですけど、その辺に関してどう対応していくんでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

今回の感染症対策の国の補助金でございますけれども、具体的には用途といたしまして大きく分けて二種類が国庫補助の対象ということになっております。一つは感染症が発生したとき、クラスターなどが起きたときの消毒液など、教育活動を継続するための体制整備に係る取組、こういったものに補助がされることとなっております。ただ、これまでのようにいつでも買えるというのではなくて、感染者が発生したときということ限定されておりますので、もしこのまま何もなければ、その部分については、補助金といいますか、この事業の執行はされないという想定のものでございます。

それから、もう一点が効果的な換気の取組ということでございまして、サーキュレーターでありますとか、CO₂モニター、それから高性能な空気清浄機、あるいは網戸の設置等、そういったものが今回の補助金の対象となっております。こちらについては、特にクラスターがどうこうというものではありませんで、先ほど山名委員から御質問もありましたように、今学校で足りてないもの、そういったものを積極的に購入を図っていきたいというふうに考えております。

今回の補助金は、先ほどございましたように、学校の規模ごとに補助金の額が決められております。その中で必要なものを学校と相談いたしまして、購入を学校のほうで進めていってほしいというふうに考えております。全普通教室にCO₂モニターでありますとか、サーキュレーターとか、そういったものが完備されてるかといいますと、学校によっては普通教室の全教室にあたりとかということはあるんですけども、なかなか全教室へということ実際は難しいところがございます。一応、学校のほうからこういった状況かというのは聞いておりますので、その中で今回の補助金といいますか、学校へ支給する交付金の中である程度整備が進みますように、こちらとしても学校と連携を取ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にはありませんか。

副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。

歳入について、第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入のうち地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託費180万円についてでございます。

こちらは、先ほどの説明のときにも部活動の地域移行実施団体へ交付されるものということです。だったんですけれど、これがだから今の総社市だと教育委員会に対して交付されるという認識なのか、この180万円を利用して外部指導者に対して支払われる。今まだ人数が少ないけど、これは人数に応じて例えば金額が増えるのかとか減るのかとか、そういったところをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、令和5年度運動部活動の地域移行等に向けた実証事業について国のほうから委託費としていただくものでございます。対象となる事業ですが、昭和中学校、総社中学校の合同部活動について180万円の委託費としていただけることとなっております。具体的な事業につきましては、借上げバス、それから部活動の休日の指導員に充当していこうと考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。

今の御答弁だと、昭和と総社の合同部活動について利用できるのもであって、例えば総社東中学校であるとか総社西中学校で外部指導者の方が就いたとしても、そこにはこれは使えないというふうな認識でいいんですか。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 溝手副委員長の再度の御質問ですが、総社中学校、昭和中学校の合同部活動のみに充当していくものでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） ですから、それは総社市が決めたのじゃなくて、国が決めたということなんですかね。だから、今の御答弁だと、昭和中学校と総社中学校が合同部活動をしているから、これが国から交付されたんでしょうか。それとも、部活動の地域移行に関して交付されるもので、総社市では昭和中学校、総社中学校で使おうということになったということなんですか。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 溝手副委員長の再度の御質問ですが、これは令和4

年度に申請をいたしておりました、それで合同部活動について採択されたものでございます。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） ということは、令和5年度もまた新たに申請をされる予定がある。その際も、同じく昭和中学校と総社中学校の合同部活動について申請される。または、だからこれが合同部活動だから申請したら通るといものなのか、それとも地域移行であれば申請すればそれが通って、例えばこの金額が増えていくということがあり得るものなのかというところをちょっと教えていただきたい。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 溝手副委員長の再度の御質問ですが、いろいろと国のほうも制度を考えていただいております。あくまで今年度は合同部活動のみですが、今後地域移行へ向けて事業を進める上で採択できるであろうものについては、合同部活動以外のものについても手を挙げていこうと考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をいたしました。

合同部活動以外でも別に使える、使えるというか、申請の対象にはなるというふうな認識で、あくまで地域移行に関すれば使えるものであるという認識で、金額の上限とかがあるかなというふう感じたんですけど、そのあたりも教えていただければと。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 溝手副委員長の再度の御質問です。

こちらについては、地域移行に向けた実証事業が対象となっております。ちょっと私の説明不足でしたが、国の制度としては運動部活動の地域移行に関する実証事業と、種類として、合同部活動の推進に関する実証事業というものがございます。令和5年度については、総社市の場合、合同部活動で採択いただいておりますというところでございます。ですから、本当に地域移行の実証事業にも当たれば、今後手を挙げていこうと考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません、再々質問をさせていただくんですけど、今の御答弁だと、運動部活動というふうなことになったと思うんですけど、じゃあ吹奏楽は該当しないんですかね。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 溝手副委員長の再度の御質問ですが、現在総社市で対象とできる部分については運動部活動のみですが、今後国の動向もありますが、文化部等についてもそういう採択されるものがあれば手を挙げていこうと考えております。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） すみません。本当に度々気になってしまって仕方がないんで、もう一度お尋ねしますが、だから今総社市では昭和中学校と総社中学校の合同部活動についてということなんです。この国の補助金自体が運動部活動に関するというふうにおっしゃったような気がしたんですが、そうすると、吹奏楽の子を同じバスに乗せていってるときに、その補助金の使い道は違うよということに細かく言うとなるのかなと思ったので、そこがちょっと気になったんです。だから、運動部活動なんであれば、吹奏楽の子はこの補助金を使ったバスには乗れないのかなとか、そこまで色はつかないので、そこまで厳密に考える必要はないのかもしれませんが、今の御答弁だとちょっとそこが引っかかったんで、もう一度お願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 現在、総社中学校、昭和中学校で合同部活動を実践しております。確かに吹奏楽もでございますが、その辺については、運動のバスケット部並びにソフトテニス部等について計上してまいりますので、言われたところは注意しながら実績を上げていこうと考えています。

以上でございます。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。

せっかく一生懸命取り組んでるのに、何か変なところへ突っ込みが入らないようにとただただでございます。ちょっと気になったので、本当にありがとうございます。よろしくお願ひします。

続けてちょっと質問をさせていただくんですが、債務負担行為についてお尋ねをいたします。

義務教育学校スクールバス運行委託ということで御説明をいただいたんですが、これは義務教育学校におけるスクールバスの運行委託ということなので、先ほどからお話に出ている例えば昭和中学校と総社中学校、これが五つ星学園義務教育学校になった後も、総社中学校との合同部活動とかを考えられていると思うんですが、そういったところに使う予定なのか、それともこれはあくまで義務教育学校のスクールバスなので、例えば旧水内村であって、旧富山村であったり、そういう遠方から通学するための子のスクールバスなのか、または学区外からも募集をするということなので、例えば学区外から、今普通に考えると美袋駅が一番最寄りの駅だと思うんですが、それが以前ちょっと検討にあったような総社駅のあたりから運行するとか、そういった考え方なのか、またはその両方なのか、義務教育学校スクールバスの運行の内容、予定についてちょっと教えていただければと思います。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 溝手副委員長の御質問にお答えいたします。

今回、債務負担行為で上げておりますバスの運行でございますけれども、先ほど副委員長が言わ

れた、例えば合同部活動であるとか、学区外からの通学、そういったものは想定をしておりません。今回計上しておりますのは、基本的には水内地区から現在の昭和中学校、昭和小学校へ向け、その生徒さん、児童さんを乗せて運行しようというものでございます。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました、あくまで通学のためのということで。

今、水内地区というふうなお話があったんですが、これが水内地区が、それが下倉でも、例えば日羽でも、そういった地区はある程度想定して運行計画を立てているという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） こちらは、バスの運行経路、それから対象地区につきましても、今現在開校に向けた準備委員会のほうで検討をさせていただいております。今のところでございますけれども、今のところは水内地区から現在の昭和中学校、昭和小学校、そういった経路で考えております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 副委員長。

○委員（溝手宣良君） 承知をしました。

水内地区が維新小学校、維新幼稚園なので、そこがというのはよく分かるんですが、例えば日羽の子たちも多分伯備線を使って日羽駅から通学してると思うんですが、それがスクールバスのほうが実は楽じゃないのかなとか思ったりしますし、下倉の槻地区に今何人子どもいらっしゃるか僕も把握してませんが、通学が困難な地域って今多いと思うので、そういったところからも通いやすくなれば、そこに移住・定住を考えてくれる人も増えるのかなというふうに思います。通学の方法が大変だと、なかなかそこに子どもを住ませようというときに二の足を踏むことにもなりかねませんので、そういった意味でも可能であれば広くカバーしていただきたいなという思いがいたします。今後の検討としていただければと思います。質問のような質問でないような質問になっていますが、よろしく願いいたします。

○委員長（萱野哲也君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 溝手副委員長の再度の御質問でございます。

そういった、今副委員長がおっしゃられたような御意見は小委員会の中でも出ておると承知をしております。どこまでするのか等につきましては、小委員会、それから教育委員会のほうで今後詰めて、最終的に決定をしたいと思っております。

以上です。

○委員長（萱野哲也君） 他にありますか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分の採決をいたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についての審査に入ります。

本件について当局から御意見があれば、御発言願います。

学校教育課長。

○学校教育課長(在間恭子君) 請願第1号について御説明申し上げます。

小学校の学級編制ですけれども、今年度は小学校4年生までが35人学級となっており、令和7年度から小学校の全学年の通常学級の学級編制が35人となります。このことは大きな前進であると受け止めていますが、学校現場での教育課題は複雑化、また多様化しており、教職員の継続した粘り強い関わりが必要になっております。そのような現状から、少人数学級の実現や加配の増員などによる教職員の定数改善が必要であると考えております。本市では、子どもの学びを保障するため、厳しい財政状況の中においても独自支援により人的措置を行っておりますが、義務教育費国庫負担率につきましては、全ての子どもたちの教育機会の均等と水準の維持向上を図るためにも、国の施策として義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充が図られることを事務局としても期待をしております。また、必要な新規採用者を確保することができるよう、教職を目指す者が安心して働くことができるように教職員の処遇改善を望んでおります。

以上です。

○委員長(萱野哲也君) 本件について御意見等があれば御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(萱野哲也君) この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時6分

再開 午前11時7分

○委員長(萱野哲也君) 休憩を閉じて会議を開きます。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） 子どものことに関していつも出てくることなんで、これは本当に我々は心から望んでることだと思うんで、これは採択するにふさわしいものだと思うんですけど、これは私の個人的な意見ですけど、皆さんはどう思われるか御確認ください。

○委員長（萱野哲也君） 他に御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は採択すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきであると決定いたしました。

なお、本件に関する議案を委員会へ提出することとし、その作成については委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（萱野哲也君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時13分